

札幌市国民保護計画の変更について

(平成20年5月30日変更)

番号	頁	項目	現 行	変 更 後	変 更 理 由												
1	8	第1編 総 論 第3章 関係機関の業務の大綱等 3 関係機関の業務 ○ 指定地方行政機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>札幌防衛施設局</u></td> <td>1 所管財産の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	<u>札幌防衛施設局</u>	1 所管財産の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>北海道防衛局</u></td> <td>1 所管財産の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	<u>北海道防衛局</u>	1 所管財産の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	防衛省設置法の一部改正による。 (平成19年9月1日施行)				
機関名	事務又は業務																
<u>札幌防衛施設局</u>	1 所管財産の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整																
機関名	事務又は業務																
<u>北海道防衛局</u>	1 所管財産の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整																
2	9	第1編 総 論 第3章 関係機関の業務の大綱等 3 関係機関の業務 ○ 指定公共機関及び指定地方公共機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>日本郵政公社</u></td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	<u>日本郵政公社</u>	1 郵便の確保	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>郵便事業を営む者</u></td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	<u>郵便事業を営む者</u>	1 郵便の確保	郵政民営化法等の施行に伴う国民保護法の一部改正による。 (平成19年10月1日施行)				
機関名	事務又は業務																
<u>日本郵政公社</u>	1 郵便の確保																
機関名	事務又は業務																
<u>郵便事業を営む者</u>	1 郵便の確保																
3	28	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織及び体制の整備 第1 組織及び体制の整備 1 各局区における平素の業務 ○ 市の各局区における平素の業務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>局区名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民まちづくり局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民組織等との連絡協力体制の調整に関すること <u>労働団体との連絡調整に関すること</u> 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること など </td> </tr> <tr> <td>経済局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 商工団体等との連絡調整に関すること 緊急生活物資等の調達及び運送に関すること など </td> </tr> </tbody> </table>	局区名	平素の業務	市民まちづくり局	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民組織等との連絡協力体制の調整に関すること <u>労働団体との連絡調整に関すること</u> 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること など 	経済局	<ul style="list-style-type: none"> 商工団体等との連絡調整に関すること 緊急生活物資等の調達及び運送に関すること など 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>局区名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民まちづくり局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民組織等との連絡協力体制の調整に関すること <u>(削除)</u> 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること など </td> </tr> <tr> <td>経済局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 商工団体等との連絡調整に関すること 緊急生活物資等の調達及び運送に関すること <u>労働団体との連絡調整に関すること</u> など </td> </tr> </tbody> </table>	局区名	平素の業務	市民まちづくり局	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民組織等との連絡協力体制の調整に関すること <u>(削除)</u> 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること など 	経済局	<ul style="list-style-type: none"> 商工団体等との連絡調整に関すること 緊急生活物資等の調達及び運送に関すること <u>労働団体との連絡調整に関すること</u> など 	平成19年度の機構改革に伴う各局の業務内容の変更による。
局区名	平素の業務																
市民まちづくり局	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民組織等との連絡協力体制の調整に関すること <u>労働団体との連絡調整に関すること</u> 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること など 																
経済局	<ul style="list-style-type: none"> 商工団体等との連絡調整に関すること 緊急生活物資等の調達及び運送に関すること など 																
局区名	平素の業務																
市民まちづくり局	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民組織等との連絡協力体制の調整に関すること <u>(削除)</u> 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること など 																
経済局	<ul style="list-style-type: none"> 商工団体等との連絡調整に関すること 緊急生活物資等の調達及び運送に関すること <u>労働団体との連絡調整に関すること</u> など 																

番号	頁	項目	現 行	変 更 後	変 更 理 由																				
4	56	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (3) 市対策本部の組織構成及び機能 ② 本部事務局(対策本部長の補佐機能)の編成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>編 成</th> <th>機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統括班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 対策本部会議の運営に関する事項 情報班が収集した情報を踏まえた対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 市が行う国民保護措置に関する調整 道対策本部長に対する総合調整の要請等 道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難及び救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線及び通信機器の確保 </td> </tr> <tr> <td>庶務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 対策本部員及び対策本部事務局員のローテーション(*)管理 対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>(本部情報連絡員)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所管部及び各区本部からの災害情報等の収集 住民及び報道機関へ提供する情報の収集 </td> </tr> </tbody> </table>	編 成	機 能	統括班	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部会議の運営に関する事項 情報班が収集した情報を踏まえた対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 市が行う国民保護措置に関する調整 道対策本部長に対する総合調整の要請等 道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 	情報班	<ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難及び救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線及び通信機器の確保 	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部員及び対策本部事務局員のローテーション(*)管理 対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 	(本部情報連絡員)	<ul style="list-style-type: none"> 所管部及び各区本部からの災害情報等の収集 住民及び報道機関へ提供する情報の収集 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>編 成</th> <th>機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統括・庶務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 対策本部会議の運営に関する事項 情報班が収集した情報を踏まえた対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 市が行う国民保護措置に関する調整 道対策本部長に対する総合調整の要請等 道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 対策本部員及び対策本部事務局員のローテーション(*)管理 対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難及び救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線及び通信機器の確保 </td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(本部情報連絡員)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所管部及び各区本部からの災害情報等の収集 住民及び報道機関へ提供する情報の収集 </td> </tr> </tbody> </table>	編 成	機 能	統括・庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部会議の運営に関する事項 情報班が収集した情報を踏まえた対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 市が行う国民保護措置に関する調整 道対策本部長に対する総合調整の要請等 道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 対策本部員及び対策本部事務局員のローテーション(*)管理 対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 	情報班	<ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難及び救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線及び通信機器の確保 	(削除)	(削除)	(本部情報連絡員)	<ul style="list-style-type: none"> 所管部及び各区本部からの災害情報等の収集 住民及び報道機関へ提供する情報の収集 	平成20年度の機構改革に伴う危機管理対策室の業務内容の変更による。
編 成	機 能																								
統括班	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部会議の運営に関する事項 情報班が収集した情報を踏まえた対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 市が行う国民保護措置に関する調整 道対策本部長に対する総合調整の要請等 道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 																								
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難及び救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線及び通信機器の確保 																								
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部員及び対策本部事務局員のローテーション(*)管理 対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 																								
(本部情報連絡員)	<ul style="list-style-type: none"> 所管部及び各区本部からの災害情報等の収集 住民及び報道機関へ提供する情報の収集 																								
編 成	機 能																								
統括・庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部会議の運営に関する事項 情報班が収集した情報を踏まえた対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 市が行う国民保護措置に関する調整 道対策本部長に対する総合調整の要請等 道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 対策本部員及び対策本部事務局員のローテーション(*)管理 対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 																								
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難及び救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線及び通信機器の確保 																								
(削除)	(削除)																								
(本部情報連絡員)	<ul style="list-style-type: none"> 所管部及び各区本部からの災害情報等の収集 住民及び報道機関へ提供する情報の収集 																								

番号	頁	項目	現 行	変 更 後	変 更 理 由												
5	57	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (3) 市対策本部の組織構成及び機能 ③ 武力攻撃事態等における業務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部の名称 (局区名)</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民まちづくり部 (市民まちづくり局)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民組織等との連絡協力体制の調整に関すること 労働団体との連絡調整に関すること 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること 生活関連等施設の被災状況の調査及び応急対策に関すること 生活必需物資等の受給安定対策等に関すること など </td> </tr> <tr> <td>経済部 (経済局)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 商工団体等との連絡調整に関すること 緊急生活物資等の調達及び運送に関すること など </td> </tr> </tbody> </table>	部の名称 (局区名)	武力攻撃事態等における業務	市民まちづくり部 (市民まちづくり局)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民組織等との連絡協力体制の調整に関すること 労働団体との連絡調整に関すること 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること 生活関連等施設の被災状況の調査及び応急対策に関すること 生活必需物資等の受給安定対策等に関すること など 	経済部 (経済局)	<ul style="list-style-type: none"> 商工団体等との連絡調整に関すること 緊急生活物資等の調達及び運送に関すること など 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部の名称 (局区名)</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民まちづくり部 (市民まちづくり局)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民組織等との連絡協力体制の調整に関すること (削除) 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること (削除) 生活必需物資等の需給安定対策等に関すること など </td> </tr> <tr> <td>経済部 (経済局)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 商工団体等との連絡調整に関すること 緊急生活物資等の調達及び運送に関すること 労働団体との連絡調整に関すること など </td> </tr> </tbody> </table>	部の名称 (局区名)	武力攻撃事態等における業務	市民まちづくり部 (市民まちづくり局)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民組織等との連絡協力体制の調整に関すること (削除) 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること (削除) 生活必需物資等の需給安定対策等に関すること など 	経済部 (経済局)	<ul style="list-style-type: none"> 商工団体等との連絡調整に関すること 緊急生活物資等の調達及び運送に関すること 労働団体との連絡調整に関すること など 	平成19年度の機構改革に伴う各局の業務内容の変更等による。
部の名称 (局区名)	武力攻撃事態等における業務																
市民まちづくり部 (市民まちづくり局)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民組織等との連絡協力体制の調整に関すること 労働団体との連絡調整に関すること 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること 生活関連等施設の被災状況の調査及び応急対策に関すること 生活必需物資等の受給安定対策等に関すること など 																
経済部 (経済局)	<ul style="list-style-type: none"> 商工団体等との連絡調整に関すること 緊急生活物資等の調達及び運送に関すること など 																
部の名称 (局区名)	武力攻撃事態等における業務																
市民まちづくり部 (市民まちづくり局)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民組織等との連絡協力体制の調整に関すること (削除) 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること (削除) 生活必需物資等の需給安定対策等に関すること など 																
経済部 (経済局)	<ul style="list-style-type: none"> 商工団体等との連絡調整に関すること 緊急生活物資等の調達及び運送に関すること 労働団体との連絡調整に関すること など 																
6	83	第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救 援 3 救援の内容 (3) 救援の内容 ⑨ 学用品の給与	⑨ 学用品の給与 市は、道と緊密に連携しつつ、小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)の被災状況を情報収集し、学用品(教科書、文房具及び通学用品をいう。)を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。	⑨ 学用品の給与 市は、道と緊密に連携しつつ、小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)の被災状況を情報収集し、学用品(教科書、文房具及び通学用品をいう。)を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。	学校教育法の一部改正に伴う「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」の一部改正による。(平成19年4月1日施行)												

番号	頁	項目	現 行	変 更 後	変 更 理 由																		
7	85	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供 安否情報収集・整理・提供の 流れ(図) の中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収集項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難住民・負傷住民</td> </tr> <tr> <td>① 氏名</td> </tr> <tr> <td>② フリガナ</td> </tr> <tr> <td>③ 出生の年月日</td> </tr> <tr> <td>④ 男女の別</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住所</td> </tr> <tr> <td>⑥ 国籍</td> </tr> <tr> <td>(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table>	収集項目	1 避難住民・負傷住民	① 氏名	② フリガナ	③ 出生の年月日	④ 男女の別	⑤ 住所	⑥ 国籍	(以下省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収集項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難住民・負傷住民</td> </tr> <tr> <td>① 氏名</td> </tr> <tr> <td>② フリガナ</td> </tr> <tr> <td>③ 出生の年月日</td> </tr> <tr> <td>④ 男女の別</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住所 (郵便番号を含む)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 国籍</td> </tr> <tr> <td>(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table>	収集項目	1 避難住民・負傷住民	① 氏名	② フリガナ	③ 出生の年月日	④ 男女の別	⑤ 住所 (郵便番号を含む)	⑥ 国籍	(以下省略)	「武力攻撃事態等における安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の一部改正による。 (平成18年4月1日施行)
収集項目																							
1 避難住民・負傷住民																							
① 氏名																							
② フリガナ																							
③ 出生の年月日																							
④ 男女の別																							
⑤ 住所																							
⑥ 国籍																							
(以下省略)																							
収集項目																							
1 避難住民・負傷住民																							
① 氏名																							
② フリガナ																							
③ 出生の年月日																							
④ 男女の別																							
⑤ 住所 (郵便番号を含む)																							
⑥ 国籍																							
(以下省略)																							
8	86	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供 3 安否情報の照会に対する 回答	② <u>住民からの</u> 安否情報の照会は、照会者本人が、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を、市に設置する照会窓口へ提出することにより受け付けるのを原則とするが、やむをえない理由がある場合は、照会窓口における本人による口頭での照会も受け付ける。なお、市は、安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等)を照会窓口において提出又は提示させることとする。	② (削除) 安否情報の照会は、照会者本人が、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を、市に設置する照会窓口へ提出することにより受け付けるのを原則とするが、やむをえない理由がある場合は、照会窓口における本人による口頭での照会も受け付ける。なお、市は、安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等)を照会窓口において提出又は提示させることとする。	字句修正																		